

## 川越市地域自立支援協議会設置要綱

## (目的)

第1条 障害者相談支援事業の適切な運営及び地域の障害福祉に関するシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす定期的な協議の場として、川越市地域自立支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

## (組織)

第2条 協議会は、次の各号に掲げる者のうちから委員20人以内で構成する。

- (1) 学識経験者
- (2) 社会福祉団体関係者
- (3) 障害者団体関係者
- (4) 関係行政機関職員
- (5) 市職員
- (6) 市民の代表者

## (委員を依頼する期間)

第3条 委員を依頼する期間は、2年とし、再任を妨げない。委員が欠けた場合における補欠委員については、前任者の残任期間とする。

## (座長)

第4条 協議会に、座長1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 座長は、会務を総理し、会議の議長となる。

## (会議)

第5条 協議会は、座長が招集する。

- 2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 協議会は、地域における障害福祉に関する現状を把握するため、業務委託により実施する川越市障害者等相談支援事業に従事する相談支援専門員（以下「委託相談支援専門員」という。）及び必要と認める関係者の出席を求めて、意見を聴くことができる。

## (部会)

第6条 協議会は、協議会から託された専門の事項を協議するため、部会を置くことができる。

- 2 部会の構成員は、協議会委員及び委託相談支援専門員とする。

- 3 部会に、部会長及び副部会長を置き、委員の互選によってこれを定める。
- 4 部会長は、部会を総理し、部会の議長となる。
- 5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故がある時は、又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(秘密の保持)

第7条 協議会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(報償金)

第8条 協議会1回あたりの報償金の額は、次の各号のとおりとする。

- (1) 座長 8,000円
- (2) 委員 6,900円

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、川越市障害者基幹相談支援センターにおいて処理する。

(会議録の公表)

第10条 協議会及び部会の会議録及び会議資料は、個人情報等が含まれているものを除き、公表するものとする。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、座長が協議会に諮って定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 川越市地域自立支援協議会設置要綱（平成18年9月27日決裁）は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。